

ID: 180

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	行為の許可（変更許可を含む。）		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町公共物管理条例 第4条		
例 規 番 号	平成14年 条例第1号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(許可事項)</p> <p>第四条 公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>一 普通河川等の流水を占有すること。</p> <p>二 公共物の敷地を占有すること。</p> <p>三 公共物から土砂、その他産出物を採取すること。</p> <p>四 公共物において工作物を新築し、改築し、又は除去すること。</p> <p>五 公共物において土地の掘さく、盛土、若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前号の許可に係る行為のためにするものを除く。)又は竹木を植栽若しくは伐採すること。</p> <p>六 公共物において土石、竹木その他物件を堆積し、又は設置すること。</p> <p>【基準】</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日